

瀬戸市保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 9 月 25 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 29 号

瀬戸市保育所管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所管理規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の額等)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条に規定する規則で定める額は、1 月につき瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 62 年瀬戸市規則第 4 号。以下「施行細則」という。）別表第 2（備考第 4 項の規定を除く。）に定める保育料の額の当該私的契約児の年齢に応ずる最高額に相当する額とする。ただし、入所の理由が保護者又はその家族の病気等によるもので、入所する期間が 14 日以内の私的契約児（以下「緊急一時入所児童」という。）<u>及び入所の理由が保護者の育児疲れ等によるもので、入所する期間が 1 月あたりおおむね 2 日以内の私的契約児（以下「一時入所児童」という。）</u>及び入所の理由が保護者の断続的な就労（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する者が週 3 日を限度として労働することをいう。）によるもので、入所する期間が週 3 日以内の私的契約児（以下「非定型入所児童」という。）については、その額を当該入所の許可期間に応じ、日割りにより算定した額とする。</p>	<p>(使用料の額等)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条に規定する規則で定める額は、1 月につき瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和 62 年瀬戸市規則第 4 号。以下「施行細則」という。）別表第 2（備考第 4 項の規定を除く。）に定める保育料の額の当該私的契約児の年齢に応ずる最高額に相当する額とする。ただし、入所の理由が保護者又はその家族の病気等によるもので、入所する期間が 14 日以内の私的契約児（以下「緊急一時入所児童」という。）<u>及び入所の理由が保護者の断続的な就労（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する者が週 3 日を限度として労働することをいう。）によるもので、入所する期間が週 3 日以内の私的契約児（以下「非定型入所児童」という。）</u>については、その額を当該入所の許可期間に応じ、日割りにより算定した額とする。</p>

<p>2 施行細則第15条第2号及び第16条の規定は、使用料の納付及び還付について準用する。ただし、緊急一時入所児童及び一時入所児童に係る使用料は、許可通知書を交付した日から当該入所の許可期間が終了する日までに納付しなければならない。</p>	<p>2 施行細則第15条第2号及び第16条の規定は、使用料の納付及び還付について準用する。ただし、緊急一時入所児童に係る使用料は、許可通知書を交付した日に納付しなければならない。</p>																
<p>(給食)</p>	<p>(給食)</p>																
<p>第12条 保育所の入所児童に対しては、給食を行う。</p>	<p>第12条 保育所の入所児童に対しては、給食を行う。</p>																
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>																
<p>第14条 <省略></p>	<p>第14条 <省略></p>																
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>																
<p>3 前項の避難訓練及び消火訓練は、可能な限り、少なくとも毎月1回はこれを行わなければならない。</p>	<p>3 前項の避難訓練及び消火訓練は、可能な限り、少なくとも毎月1回はこれを行わなければならない。</p>																
<p>(事故の報告)</p>	<p>(事故の報告)</p>																
<p>第16条 園長は、災害、集団疾病等の事故が生じた場合並びに施設及び設備の全部もしくは一部を滅失し、又は損傷した場合は、速やかに市長に報告するとともに、必要な手続をとらなければならない。</p>	<p>第16条 園長は、災害、集団疾病等の事故が生じた場合ならびに施設および設備の全部もしくは一部を滅失し、または損傷した場合は、すみやかに市長に報告するとともに、必要な手続をとらなければならない。</p>																
<p>別表(第2条関係)</p>	<p>別表(第2条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td>幡山保育園</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	保育所名	定員	<省略>	<省略>	幡山保育園	30人	<省略>	<省略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> <tr> <td>幡山保育園</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	保育所名	定員	<省略>	<省略>	幡山保育園	60人	<省略>	<省略>
保育所名	定員																
<省略>	<省略>																
幡山保育園	30人																
<省略>	<省略>																
保育所名	定員																
<省略>	<省略>																
幡山保育園	60人																
<省略>	<省略>																

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。